

平成 19 年 5 月 29 日（火）

於・農林水産省第 2 特別会議室

## 平成 19 年度獣医事審議会第 2 回免許部会議事録

## 目 次

1 . 開 会 .....	1
1 . 挨拶 .....	1
1 . 委員の出欠状況について .....	2
1 . 配付資料の確認 .....	3
1 . 獣医事審議会における議事録の取り扱いについて .....	3
1 . 議 事	
( 1 ) 獣医療法 (平成 4 年法律第 48 号) 第 17 条第 2 項の規定に基づく 広告制限の特例について .....	4
1 . 閉 会 .....	27

## 開 会

伊藤部会長 それでは、これより平成 19 年度獣医事審議会第 2 回免許部会を開催いたします。

会議冒頭のカメラ撮りにつきましてはここまでとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

〔報道関係者退室〕

## 挨 拶

伊藤部会長 それでは、開会に当たりまして、消費・安全局畜水産安全管理課の境課長からご挨拶がございます。お願いします。

境畜水産安全管理課長 獣医事審議会免許部会委員各位におかれましては、大変ご多用中のところご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

最近、獣医事問題、種々問題を抱えておりまして、その度に、委員の皆様方にお世話になっておりますことにつきまして、重ねてお礼を申し上げる次第でございます。

はじめに、既にご承知と思えますけれども、昨日昼に松岡農林水産大臣がお亡くなりになられたということで、私ども農林水産省職員としましては、大変衝撃を受けているところでございます。ただ、大臣がお亡くなりになられましても、農林水産行政の円滑な推進のため、一丸となって仕事をこなすということが大臣の遺志であると認識をしております。一生懸命頑張っておりますので、委員各位におかれましても、引き続き、ご理解とご協力を賜りたいと思っております。よろしくお願いいたします。

本日は、広告制限の特例事項についてご審議いただくわけでございますが、この案件につきましては、既に平成 17 年 9 月に諮問させていただいておりまして、本日で 5 回目の審議になるということでございます。本件は、これまでのご審議の中で、飼育者に対する適正な情報提供といった環境整備については意見の一致をみていると考えておりますけれども、規制緩和におきまして、獣医療現場で混乱がないようにするべきだということ、あるいはいろいろな違反行為が行われた場合に実効性のある取り締まりを行うべきだといったようなご意見が出されておきまして、まだ意見の一致をみないという状況になっております。

一方で、医療の世界を見ますと、政府全体、規制緩和を行うという中で、医療分野の広告規制につきましては、既に包括的な規制緩和がなされておりまして、本年4月1日から施行されているという状況になっておるところでございます。私ども事務局としましては、これまでのご審議の結果を踏まえ、飼育者に対するアンケート調査を行い、今日の資料として提供させていただいているというところでございます。また、実効性のある取り締まりという観点から、医療分野の対応にも倣いまして、いろいろな周知のためのガイドライン、あるいは都道府県や私どもが処分を行うための手続等についても明確に規定していく。それを関係者に周知を図っていくことが必要と考えているところでございます。

約2年にわたります審議をいただいております、ご意見は出尽くされているのではないかと考えております。本日の審議で取りまとめていただければと事務局としては考えております。そのためにも、忌憚のないご審議を賜りたいということをお願いいたしまして、冒頭の挨拶とさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

伊藤部会長 ありがとうございます。この獣医事審議会免許部会は、獣医事審議会会長の付託を受け、獣医師の免許に関すること及び獣医療に関する広告の制限に関することについてご審議をいただく部会であります。

本日は、獣医療法第17条第2項の規定に基づく広告制限の特例についてご審議いただくことになっております。審議が円滑に進みますよう、ご協力をお願いいたします。

## 委員の出欠状況について

伊藤部会長 委員の出欠状況について、事務局からご報告をお願いいたします。

新川課長補佐 座ったままで、ご説明させていただきます。

獣医事審議会免許部会は、委員定数13名でございます。本日は、全委員13名にご出席をいただいております。したがって、獣医事審議会令第5条第1項の規定による定足数である過半数に達していることをご報告いたします。

以上です。

伊藤部会長 ありがとうございます。

## 配付資料の確認

伊藤部会長 次に、配付資料の確認を事務局からお願いいたします。

新川課長補佐 お手元の資料、「平成 19 年度獣医事審議会第 2 回免許部会資料」と「平成 19 年度獣医事審議会第 2 回免許部会参考資料」の 2 冊をご用意させていただいております。資料は合計で 16 ページになります。資料 1 の が議事次第、 が獣医事審議会免許部会委員名簿、資料 2 が「獣医療法第 17 条第 2 項の規定に基づく広告制限の特例について（諮問）」、資料 3 が「平成 18 年度獣医事審議会第 2 回免許部会での主な論点とその反対意見」、資料 4 が「獣医療広告に関する飼育者への意識調査結果」、資料 5 が「獣医療広告規制に関する指針（概要案）」、資料 6 が「獣医療広告の行政指導及び行政処分の対応について」、資料 7 が「経過措置の設定について」。

参考資料は、参考 1 が「獣医療における広告の制限について」、参考 2 が「医療における広告制限について」ということで 5 つ項目があります。参考 3 が「薬事法第 2 条第 4 項に規定する医療機器」と、合計で 56 ページになります。落丁等ありましたら、事務局にお申し出いただければと思います。以上です。

伊藤部会長 各委員、よろしいでしょうか。

## 獣医事審議会における議事録等の取り扱いについて

伊藤部会長 それでは、議事に入ります前に、獣医事審議会における議事録等の取り扱いについて、事務局から説明があります。

新川課長補佐 獣医事審議会における議事録等の取り扱いについてご説明いたします。

行政庁の審議会は、「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」、これは閣議決定でございますが、これを踏まえ、公正な会議運営を行うため、会議または議事録を公開することがルールとなっております。

ただし、行政処分や試験等に関する事務を行う審議会等につきましては、会議、議事録、または議事要旨を公開することにより、当事者または第三者の権利、利益や公共の利益を害する恐れがある場合は、一部を非公開とすることができるとされております。

本日の免許部会は行政処分に関する審議は行いませんので、審議会の会議または議事録の公開の原則に則りまして、会議、議事録及び議事要旨を公開いたします。以上です。

伊藤部会長 事務局から、議事録等の取り扱いについてご説明がありました。各委員からご質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

## 議 事

### ( 1 ) 獣医療法（平成 4 年法律第 48 号）第 17 条第 2 項の規定に基づく 広告制限の特例について

伊藤部会長 特にないようですので、それでは、これから議事に入ります。「獣医療法第 17 条第 2 項の規定に基づく広告制限の特例について（諮問）」は、平成 17 年 9 月 2 日付 17 消安第 5542 号をもって、農林水産大臣から獣医事審議会会長あてに通知されました。諮問では、獣医師または診療施設の業務に関する技能、療法または経歴に関する事項のうち、広告しても差し支えないもの及びその広告の方法等に関する必要な制限について、資料 2 にありますように、「 1 . 広告しても差し支えない事項」と、「 2 . その広告の方法等に関する必要な制限」を、獣医療法施行規則に基づき農林水産大臣から意見を求められております。本議題は、平成 17 年度の第 1 回免許部会から継続審議されております。

まず、事務局から、現在までの審議内容について、前回の免許部会での論点とその意見を中心にご説明いただきたいと思います。では、お願いいたします。

新川課長補佐 お手元の資料、3 ページになります。資料 2 ということで、諮問の内容につきまして「広告しても差し支えない事項」が 8 項目、1 枚めくっていただきまして 4 ページ目に、「その広告の方法等に関する必要な制限」ということで 3 項目挙げさせていただいております。

今までの広告制限の法的規制につきましては、前回の部会で、かなり時間をとらせていただいておりますので、今回は簡単におさらいをさせていただきたいと思います。

参考資料の 2 ページ目をごらんください。こちらには、「獣医療広告に関する法規制」ということで獣医療法第 17 条を抜粋しております。ここにございますとおり、第 17 条では「何人も」ということで、必ずしも獣医師だけではなくて、すべからく皆さんが規制の対象になるということになります。「獣医師または診療施設の業務に関しては、次に掲げる事項を除き、その技能、療法または経歴に関する事項を広告してはならない」というふうになります。

それで、「技能・療法」というのは、具体的には、前回ご説明させていただきましたとおり、予防接種だとか、避妊とか去勢、そういうものについては広告してはいけません。

例外といたしまして、法文中には、専門科名とか学位または称号というものが述べられています。

それ以外のものにつきましては第2項の方に書かれておりまして、ここが前段と後段に分かれるんですが、「前項の規定にかかわらず、獣医師または診療施設の業務に関する技能、療法または経歴に関する事項のうち、広告しても差し支えないものとして農林水産省令で定めるものは広告することができる」ということで、前段で広告制限の特例について書かれております。それが、1ページ目の一番下になりますが、現在は、4つの項目について特例として広告することができます。

諮問の8項目につきましては、この農林水産省令で追加することになります。次に、第2項の後段の方になりますが、「この場合において、農林水産省令で定めるところにより、その広告の方法その他の事項について必要な制限をすることができる」と、前段の農林水産省令とは異なる農林水産省令、別条になるんですが、そこで広告の方法等を制限することができることになります。例えば諮問にありますように、料金と併記してはならないとか、そういうことをこの省令で定めたいと考えております。今は、この後段の農林水産省令の規定はございません。

3番目、3項ですが、農林水産大臣は、前項の農林水産省令を制定し、または改廃しようとするときは、獣医事審議会の意見を聴かなければならない。

罰則でございますが、法第20条の2号になりますが、「法第17条第1項の規定に違反した者は50万円以下の罰金に処する」と定められております。

今回の広告規制の考え方につきましては、お手元の資料を1枚めくっていただきまして3ページ目の下の四角で囲ってあるところでございます。「平成4年度獣医事審議会免許部会確認事項」ということで、大きく3つのことがそこで確認されております。

獣医師または診療施設の業務に関する技能、療法または経歴に関する事項のうち広告しても差し支えない事項についての基本的考え方。

1、獣医療に関する広告の制限は、獣医療に関し十分な専門的知識を有していない動物の飼育者等を惑わし、あるいは不測の被害を被らせることを防止するという趣旨から行われている。

2、したがって、獣医師または診療施設の業務に関する技能、療法または経歴に関する事項のうち広告しても差し支えないとする事項を定めるに当たっては、この広告制限の趣旨を踏まえて、動物の飼育者等に対する適切な情報の提供を図る観点から行う必要がある。

3、この場合、以下の要件に留意することが必要と考える。

(1) 法令等において用語が規定されている等、その事項の概念、範囲が明確にされているもの。

(2) 法令の施行の円滑化に資するために表示する必要があるもの、または国の施策として推進されている事項に関するもの。

(3) 社会的に混乱を招く恐れのないもの。

この概念に該当するものを特例事項として現在まで検討している経緯がございます。

ここまでが、今までのおさらいとして簡単にご説明をさせていただきました。

お手元資料番号3番になります。ページ番号で5ページになります。前回の獣医事審議会免許部会での主な論点とその反対意見につきまして、簡単にまとめております。賛成意見が出された一方で、反対意見のところは、以下の点について集約されるものというふうを考えております。

まず1番目ですが、違反広告の取り締まりの実効性の担保。違反者が取り締まられていない。緩和後、違反者への対応について整理をすべきである。

それから、緩和による影響。特に1番から5番目のところではございましたが、現場で混乱を招き、社会問題になる、という点が指摘されております。

その他といたしまして、一般に広く知られていることの広告は規制する必要はない。しかし、料金は一定の基準が不透明であり、規制することが望ましい。2つ目のポツでございます。インターネットによるホームページも広告規制の対象とすべきではないか。この点をご意見として出されております。以上でございます。

伊藤部会長 それでは、現在までの主な論点とその意見について、委員からご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。ございませんか。

前回から、それほど時間がたっていませんので、まだご記憶にあるのかと思いますけれども、よろしいでしょうか。

これまでの審議の中でも、違反事例に対して、実効性のある取り締まりができるのかということと、それから、広告の規制緩和により、消費者が不利益を被ることが想定されるのかという2つが大きな論点だったと思います。



本来、広告制限は、消費者に対する不利益や被害を防ぐために定められているものです。広告制限を緩和したことによって、消費者に不利益が生じてしまうということになれば本末転倒なわけで、この2点について、事務局からご説明いただきたいと思います。

まず、獣医療広告に対する消費者の意識はどのようなものかご説明いただきます。

新川課長補佐 お手元の資料番号4、6ページからになります。獣医療に関する広告について、一般飼育者に対する意識調査を実施しまして、その結果を取りまとめたものでございます。前回の部会では、オブザーバーということも考えていたのですが、なかなか適任の方もいらっしゃらないということと、できるだけ幅広くご意見を聞いた方が、よりよいのではないかという観点からアンケート調査を実施することといたしました。

調査の方法につきましては、インターネットによる調査方法を活用しております。対象は、動物病院を年1回以上利用している飼育者573名でございます。期間は、平成19年5月10日～14日の5日間を要しております。

主な調査内容につきましては1番から3番まで。1番が、動物病院に関する情報はどのくらい必要か、情報は現在入手できているか。2番が、動物病院に関する情報をどのようなところから得ているか。3番が、動物病院に関する情報を得たことによって、動物病院を選ぶときに迷いが生じたり、かかった動物病院でトラブルにつながった情報はあるか、この3つについてお聞きしております。

お手元の資料を1枚めくっていただきまして7ページ、情報はどのくらい必要か。必要度と入手度につきましては、調査項目1番から16番まで聞いております。アンダーラインを引っ張っているところが、今回、諮問に関する事項というふうに整理してございます。

結果は、お手元の資料を1枚めくっていただきまして8ページのマトリックスに整理しております。横軸が必要度、右側に行く方が、飼い主さんとしては必要性が高いこととなります。縦軸が入手度、上に行くほど入手されている、下に行くほどあまり入手されていない。その割合を表したものです。

この表の見方ですが、4つのマトリックスがあって、右側の一番下ですが、飼い主さんが必要だと考えているけれども、余り入手ができていないというのが、このマトリックスに入ることとなります。

今回の結果につきまして、それを少し類型化したものが、お手元の資料を1枚めくっていただきまして9ページ目になります。「必要度が高く・入手度が高い情報」、これを70%以上のところで区切っておりますが、それにつきましては、飼い主さんが必要であり、現

在も入手できていますというものが3つありました。諮問事項に関しましては、避妊・去勢手術の実施の有無が入っていました。

それから、括弧の2つ目ですが「必要度が高く・入手度が低い情報」、これは、先ほど申し上げました右下のボックスに入るところでございます。それにつきましては、諮問事項といたしまして、狂犬病などの予防接種の実施の有無、ペットの健康診断の実施の有無、フィラリアの予防治療の実施の有無、レントゲン、手術室、入院設備などの診療施設の情報、獣医師の氏名、免許取得の年月日、経歴の情報。飼い主さん側が欲しいけれども、現在は余り得られていないというところに、これだけ多くの事項が入っていました。

それから、最後のところですが、飼い主さん側は、余り必要性は感じておらず、入手も余りできていないというところにつきましては、動物病院の開設年月日、いつから動物病院ができましたかということです。それから、勤務する獣医師が所属する団体。このような情報につきましては、必要度が低く・入手度が低い情報とのことでした。

今回、諮問事項に挙げさせていただいたものにつきましては、おおむね飼い主さん側の視点から立つと必要性が高いという結果でございました。

お手元の資料を1枚めくっていただきまして10ページ、動物病院に関する情報をどのようなところから得ているのかということで、例えば広告・チラシ・看板、これは現在、規制を受けていますので、余り高い数字ではないんですが、最も高いのは知人からの紹介、いわゆる口コミから多くの情報を得ていることをうかがい知ることができます。

お手元の資料を1枚めくっていただきまして11ページです。「動物病院に関する情報を得たことによって、動物病院を選ぶときに迷いが生じたり、かかった動物病院でトラブルにつながった情報はあるか」ということで、これは、約76%の方が、そのようなことはないということで、ここに挙げられているような項目については、余りトラブルになったことはないとのことでした。

ただし、見ていただきますように、診療料金につきましては約11%が、何らかのトラブルに遭ったという経験をがあることがわかります。

これが、飼い主さんを対象にした獣医療広告に関するアンケートの結果でございます。

以上です。

伊藤部会長 それでは、ただ今ご説明がございました一般飼育者の獣医療広告に対する意識調査結果について、各委員から、ご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。どうぞ。

酒井委員 飼育者 573 名の抽出方法について、少し詳しくお聞きしたいのですが。分布はどうなっていますか。

新川課長補佐 ここの対象者につきましては、最初、無作為に数万人を対象を選び、その中で、動物病院を年 1 回以上利用されている方をスクリーニングにかけております。そこに関しまして、年齢だとか、性別だとか、そういうところは偏りのないように選び出しております。

酒井委員 この 573 名の地域はわかりますか。

新川課長補佐 調べますので、お時間をいただければと思います。

伊藤部会長 その間に、他のご質問をお受けしたいと思います。いかがですか。

中山委員、どうぞ。

中山委員 ただ今の酒井先生の質問と、ちょっとダブるかもしれませんが、その方法ですね。インターネットによるアンケート調査と、これはどういうことでしょうか。農水省のホームページに載せて答えていただいたということなんですか。それともメールか何かを出して……。

新川課長補佐 この調査は調査会社に委託しておりまして、そこに登録されている方が回答しています。

具体的には、ヤフーリサーチを使っております。有効回答者は 573 名ですけれども、回答者は 1 回スクリーニングをしておりますので、母集団は何万人というレベルになります。

中山委員 調査に協力してくださる方のデータベースを会社が持っていて、そこから、例えば無作為抽出というような形で選び、そういった方にメールか何かで依頼をするということですね。わかりました。

伊藤部会長 その他にございますか。高田委員、どうぞ。

高田委員 今回は、犬飼育者と猫飼育者ということなんですけれども、他のペットの飼育もどんどん増えていますが、そこらへんの情報は、特にないということでしょうか。

新川課長補佐 基本的に今回の諮問では、獣医療広告の対象とされている方は、狂犬病であったり、その他の予防接種であるということで、犬とか猫の飼育者が該当するものと思っております。

その点から、確かに、小鳥の飼い主さんのニーズも聞けばよかったのかもしれませんが、大部分の傾向を把握するという意味では、犬とか猫を把握することで、それが補完できるのかなというふうに考えております。

高田委員 あと1点ですけれども、年1回利用しているということは、ある程度、ホームドクター的な動物病院を持っている方のようにうかがえるんですけれども、前回の審議会のときに問題になったのは、特に動物病院を知らなくて、それで新聞広告なり何なりが入って、それで飛びついていくという方が、そういう広告に引っかかるので問題じゃないかというお話がありまして、ホームドクターを持っているような人というのは対象外で、今回の調査対象と違う人のデータが必要だったんじゃないかなという気がしますけど。

新川課長補佐 今のご指摘ですが、通常でありますと、大体、犬とか猫というのは、犬の場合だと、年間、大体3回ぐらい動物病院に行く、猫だと2回ぐらい動物病院に行くということで、1歳未満の猫であっても、やはり当初、ワクチン接種とかを行いますので、全く行かない方を対象にするという、またそこでバイアスがかかってしまいますので、ある程度、動物病院を利用されている方のニーズをきちっと把握するということが重要なことなのかなというふうに思っております。

高田委員 わかりました。ありがとうございます。

伊藤部会長 他に、ご質問ございませんか。山田委員。

山田委員 あまり大したことではないかと思うんですけれども、現時点でも、予防接種の実施の有無だとか、フィラリアの予防・治療の実施の有無を60~70%ぐらいの方が入手していると読めると思うんですが、これは、要するに広告じゃなくて、積極的にインターネットか何かを使って情報入手をしていると考えてよろしいのでしょうか。

新川課長補佐 10ページですけれども、知人からの紹介が主な情報源かなと。例えば、散歩している時に飼い主さん同士でおしゃべりをするとか、そういうところを主な情報源とした結果、値が高く出ているのかなと思っております。

伊藤部会長 山崎委員。

山崎委員 今までの幾つかのご質問に対して、飼い主側からの補足かもしれませんが、10ページの情報というのは、非常に私としては解せる情報でございまして、基本的に、1年のうち1回以上というか、細々と動物病院に通うような患者さんは、まず新聞広告を見て行くという人はほとんどいない。私も自分の近隣ではなくて、車で15分かけた動物病院に行っていますし、東京の、それこそ北の端から南の端の動物病院まで通っている方を私もたくさん知っております。お医者さんを探すということでは、犬仲間、猫仲間の間での情報を得て、動物病院を選択するというのが、今の飼い主の一般的なやり方になっているということを私の方から申し上げたいと思います。

伊藤部会長 他に、ご意見、ご質問等はございますか。小野委員、どうぞ。

小野委員 ちょっと、よくわからなかった部分が、対象とする動物種という項目は、犬・猫を飼っている人から要求度が高くて、かつ情報が得られていないと考えてよろしいですか。犬を飼っている人と猫を飼っている人が、どの種類を診ている病院なのかという内容を要求しているということですか。

新川課長補佐 それは、逆に裏返して、犬とか猫を飼育されていない方に対して獣医療広告の意識調査をしても、それは意識調査の結果としては妥当なものではないと考えました。まず犬とか猫を飼育されている方をスクリーニングして、なおかつ、それでも、やはり動物病院に対して意識の高い方、つまり、年1回以上動物病院に通われている方を選択していったという経緯がございます。

小野委員 質問の内容が違えば、回答している以外の人にとっても必要な情報という考え方が入ると、こういうことが出てくると思うんですけれども、問いかけ方によって違うんじゃないかというような気がしたものですから。

伊藤部会長 山崎委員、どうぞ。

山崎委員 お答えになるかどうかわからないんですけれども、私が読み込んだのは、おそらく、全面的にこれが理由だとは一概に言えないと思いますが、やはり我々末端で診療をお願いしている側として見れば、先生の得手、不得手というのは日常的に感じるところがございまして、やはり先生の中には大型犬種はちょっと迷惑というような先生とか、犬・猫の多少の好みがあったりするということがあります。犬・猫の飼い主だけと考えたら、そんな理由もあるのかなと思うところもなきにしもあらずです。それだけが全面的な理由だとは当然思いませんが、そういったバイアスも多少あるだろうと思っています。

伊藤部会長 小野委員がおっしゃっているのは、問いかけの仕方によっては、あなたがどう感じるのかではなくて、一般的にこれをどういうふうに考えますかという、そういう違いについてなんですか。

小野委員 ここで聞かれているのは、一般の動物病院という質問の形式だと思うので、そうなりますと、今、確かに猫の専門ですと言っている病院がないことはない。これは事実ですけれども、一般的には、猫も犬も一緒に診ているというのが普通ですね。でも、飼い主は、対象動物を分けていくべきだと考えているともとれるわけですね。それから、その後のトラブルのところでも何パーセントと出てきますね。そういう意味では、先ほどの山崎先生が言われるみたいな部分がかぶっているというのは、わかるんですけれども、そ

れにしても、この必要度が非常に高いところが、ちょっとわからなくて。

例えば、我々でも大動物と小動物になれば、これは絶対に動物種が必要だという回答になると思うんですね。そこまで回答者が考えて答えている場合、こういう結果が出てくるんじゃないかなという意味でもあります。

新川課長補佐 今、小野委員からご指摘がありました。この考え方は、犬の飼い主さんだけに偏ってしまってもいけないし、猫の飼い主さんに偏ってしまってもいけない。ある程度、そこはバラツキがないようにということで、このところを、ほぼイコールになるような形で調整をしたという経緯があるということをご理解いただければと思います。

小野委員 回答する立場ですね。飼い主としての立場なのか。施設を選ぶ、病院を選ぶ時の広告と考えるか。一般的に誰かが見た時、この広告はどうか。それによって、答え方が全く違ってくると思うんですよ。そういうものが入っているのかどうかということをお聞きしたということです。

伊藤部会長 どうぞ。

山本総括 聞いたのは犬・猫を飼っている方なのですが、設問自体は、ある程度普遍的な聞き方をしております。具体的に設問を読みますと、今のご指摘ところでは、「動物病院に関する情報として、次のそれぞれの情報はどのくらい必要ですか」というのがありまして、「動物病院の利用に関してお尋ねします。診療対象となる動物の種類」というふうに聞いておりますので、「あなたが」というような聞き方ではないということですね。動物病院の利用に関してお尋ねします。それで、診療対象となる動物の種類というふうに聞いておりますので、広い格好で聞いているような問いということですね。

伊藤部会長 今の説明を聞けば、パーセンテージがある程度高くなっているというのは、何となく理解はできるかなと思います。ただ、全体の傾向として、8ページにあるような傾向というのは、これはこれで、少し分析してみて、それで判断の材料にもなるのかなという気はするんですが、酒井会長のご質問に対してはどうですか。

新川課長補佐 地域的な偏りだとか、そのへんの細かいデータが今手元にないんですけども、関東地方だけとか、首都圏だけを抜き出したわけではなくて、全国一律で調査をかけているということです。

酒井委員 普通、調査の場合、バイアスがかかるのが一番危険なので、そのことを私はお尋ねしたところ。地域に偏っていると、対象がまた変わってきますので、項目も増えるのではないかなという意味で、お聞きしたかったわけです。

もう1つ、11 ページの真ん中、これはクレームについてです。「トラブルにつながった情報はありますか」というところですが、「狂犬病などの予防接種を実施しているかどうか」ではなくて、「狂犬病などの予防接種についてトラブルがあったかどうか」という理解でいいのでしょうか。そうしますと、その4つの項目については、すべて実施しているかどうかというのは不要ということで、項目についてトラブルがありましたかという聞き方ですね。

伊藤部会長 他にございますか。

ただ今の意識調査の結果については、よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、違反事例に対する監視指導という重要な問題もありますけれども、これについて、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

新川課長補佐 それでは、違反事例に対する監視指導につきまして、お手元の資料番号5、6、7、ページでいきますと、12 から 15 ページです。これに基づきまして、順にご説明をさせていただきます。

資料5でございます。これは、あくまでも概要案ということでして、必ずしも固まったものではない、骨子をお示ししたということでございます。

これにつきまして、まず獣医療広告規制に関する指針ということで、獣医療における広告制限の一部緩和を受け、獣医療広告が適切に行われることを目的として、獣医師、地方自治体、関係団体、関係機関、飼育者等に対して、獣医療における広告規制の趣旨、適正な広告の内容等について周知を図るために、このようなものを作るものです。

内容につきましては、広告制限の趣旨、それから、広告の基本原則、広告不可能な事項、例えば、そこに書いてあります原則禁止事項といたしまして、虚偽の広告、それから、公序良俗に反するような内容の広告、客観的な事実が証明できない内容の広告、品位を損ねるような広告。このような広告の具体的な例をこの中でお示しをしたいと考えております。

一例を少し申し上げますと、例えば虚偽の広告であれば、「農林水産省が認可した外科専門医です」と。農林水産省では、そういう認可をしておりませんので、そういう広告をすれば、当然、虚偽になる。それとか、「100%安全な手術です」というような広告をすれば、それも当然、虚偽になるのだろうなど。それから、客観的な事実が証明できない内容といえますと、例えば飼育者の体験談の紹介だとか、それから、伝聞や科学的根拠に乏しいような情報の利用などというのは、こういうものになるのかなど。ここでは、基本的なこの禁止事項の考え方と具体的な例をこの中で書かせていただきたいと思います。

2番目は獣医療法に基づく制限。

それから、3番目は獣医療法の施行規則に基づく制限。これは、先ほどありました諮問事項の2番目のところになります。比較広告、誇大広告、価格が併記された広告。例えば比較広告ですと、具体的な例示を出していきたいなと思っておりますが、自分の病院が他の病院よりも優れている旨の広告をすとか、それから誇大広告、ここは非常に難しいんですけども、虚偽ではないが、提供する獣医療の内容が事実を不当に誇張しているような内容が含まれているようなもの、そういうものは誇大広告になるのではないかと。ここも具体的な事例で、例えば日本一の何々だとか、1の何々だとか、最高等の表現だとか、そういうものは不適切な表現である旨を、こういうような具体的な事例を交えて、ここでも記載をしていきたいというふうに考えております。

また、できない事項だけではなく、4番目では広告可能な事項、こういうような制限を受けた中で、今、実際にどのような広告が可能なのか。これは、獣医師サイドに立つと非常に重要な情報だと思うんですね。できない情報、ネガティブな情報だけを出すのではなくて、こういう広告であれば可能であるというようなことを積極的に情報を出していきたいということ、このガイドラインの中にもお示しをしたいというふうに考えております。

それから、5番目ですが獣医療広告の監視指導、これは、資料5番でご説明いたしますが、その監視指導のあり方も記載をする。

それから、苦情相談への窓口。ここにつきましては、なかなか飼い主サイドの立場になりますと、実際にどこにクレームを言っているかわからないという事例が多々あるのではないかなと思ひまして、こういうような苦情窓口の対応、具体的な窓口をどうするのかと。想定される窓口といたしましては、今、家畜保健衛生所とかも想定されますけれども、このへんは、具体的に都道府県の方々とかも相談をしながら、窓口を決めていきたいと考えております。

お手元の資料を1枚めくっていただきまして、資料の6番目です。先ほどありましたように、監視指導をどうするのか。今までの免許部会の中で、実効性の確保、違反者の取り締まりというものを一体どうするのか。そのところをご意見をいただいておりますので、そこに対して私どもなりの考え方を、今お示しをしたいと思っております。

1つは、行政指導の手順といたしまして、これは獣医療法上の事務の性格上、各都道府県において基本的には行っていく。



それから、広告違反の指導につきましては、まず、都道府県は任意の調査によって、開設者等に説明を求める等の必要な調査を実施する。当然、ここは広告違反というものが発見された場合ということになりますが、その場合は、都道府県は任意の調査によって、まず開設者に説明を求め、経緯をまず整理する。

それから、都道府県は必要に応じて、獣医療法に基づきまして、報告の徴収だとか立入検査を実施して、実際の違反の事実の確認等々を行っていく。

都道府県は、違反広告を発見した場合、書面により広告の中止、広告の内容の是正を指導する。その結果を国に報告していただく。

その都道府県につきまして、広告の内容が悪質な違反については、消費者への迅速な情報提供の観点から、その事例を公表することとして、消費者等に注意喚起を行う。先ほどの広告できない事項というものが巷に出ている場合、その事例を消費者、飼い主さんに素早く知らしめて、そういうものに引っかからないようにということで、注意喚起をまず都道府県レベルできちっと行っていただくというふうに考えております。

3番目ですが、それでもなかなか応じていただけない場合、悪質な広告違反に対する措置ということで、国あるいは都道府県は、違反広告の実施者　これは獣医師でない場合も含みます　が中止もしくは内容の是正等の行政指導に応じていただけない場合、それにつきましては、消費者の情報提供の観点から、氏名等の公表を行うというふうに考えております。法令違反を行っている方については、氏名等を公表する。氏名等を公表して、消費者に情報提供を行い、そういう動物病院に対して注意していただくというふうに考えております。

また、これらの行政指導に応じない場合については、以下の対応も考えます。1つは、直接罰が適用される違反広告。例えば、除外されていない技能・療法・経歴を広告した場合。除外されていない獣医師の療法だとか技能を広告した場合については、先ほどありました50万円以下の罰金というふうになりますので、それを刑事訴訟法に基づいて告発する。

また、直接罰の適用が難しい違反広告。先ほどありました法第17条第2項の後段の部分ですが、料金を併記した広告だとか、比較広告または誇大広告をした方、こういう方につきましては、獣医師法で「獣医事に関する不正の行為があった者」、この方は行政処分をすることになっておりますので、今回、こういうふうに行政指導にも応じていただけない方につきましては国が行政処分を行うというふうに考えております。

概念図を、14 ページ目に書かせていただいております。法第 17 条第 1 項の規定、このところは罰則規定がかかりますので、ここに違反した方につきましては、獣医師であれば 50 万円以下の罰金、それから行政処分を課するというふうになっております。

それから、一番下のところ、法第 17 条第 2 項の規定、これは後段の部分ですが、価格を併記して広告をしたり、比較広告をしたり、誇大広告をした、そういう方につきましては、獣医師であれば、当然、行政処分の対象となりますが、獣医師でない方であっても、そういう広告をしたということは、明らかに獣医療法違反ですので、なおかつ行政指導にも従っていただけない、そういう悪質な方については、氏名等の公表をさせていただくというふうな形で規制の実効性の確保を図っていきたいと考えております。

お手元の資料を 1 枚めくっていただきまして、それを少しまとめた図です。上のボックスと下のボックスでは、施行前と施行後に分けてボックスを整理しております。施行前につきましては、農林水産省で、まず答申をいただければ、省令改正をして、4 つの大きな指針を作成したい。まず、広告の規制に関する指針。これは、先ほど広告できる事項、広告できない事項、これをきちっと整理するようなもの、飼い主さんにも、ちゃんとわかっていただけるような、広く皆さんにわかっていただけるような指針。

それから、行政指導に関する指針というのは、主に都道府県向けになりますけれども、こういうような指導手順でやってくださいねというようなもの。

それから公表の指針、これは氏名等を出すに当たって、ちゃんとその手続だとか、どういう場合に氏名等を出すかということを明確にしておかなければ、それは公平な手続とは言えませんので、事前に氏名等を出すときは、こういう要件で出しますよということを定めて、それを公表したい。それでも広告する方がいらっしゃれば、それは、ちゃんと氏名等を出させていただきますということになります。

それから、行政処分の指針ですが、法令に違反した方は行政処分にかかります。それも要件だとかの考え方をきちっと整理して、公表した上で、この手続を踏んでいきたい。

これを策定したり、公表の手続をしたり、皆さんにわかっていただいて周知をするというふうなお知らせをして、情報提供するということがありますので、そこに、ちょっとギザギザマークで書いていますが、十分な周知期間がどうしても必要になってくる。これを一足飛びにやってしまうと、その手続を飛ばしてしまいますので、そうすると不要な混乱を招く可能性がありますので、ここの十分な周知期間というものは、どうしても必要になると思っております。

施行後の監視のポンチ絵の方は、農林水産省と都道府県が基本的に連携して行いますと。現場を知っているのは都道府県の方ですので、都道府県の方の業務が少し大きくなってしまふ場合もあるかもしれませんが、広告の巡回調査だとか、報告の調査、立入検査、そういうところをやっていただく。

それから、行政庁だけでは、なかなか難しい部分がありますので、例えば、そこにありますように、地方獣医師会と連携してチェック体制を強化していただくとか、それから、消費者サイドから行きますと、消費生活センターというのが窓口になっていますので、そういうところと定期的な情報交換をして、どういうことがあって、今、どういう問題になっているのかというようなことを情報共有していく。そういう面では、行政庁だけで、すべてを解決するのではなく、地方獣医師会とかその他の機関にも一翼を担っていただいて、全体のチェック機能を作り、うまく動かしていきたいと思っております。

そういう面では、私どもが出させていただくこういう指針の中にも、例えば地方獣医師会だとか、消費生活センターの方々というのを明確に位置づけて、このチェック機能にご協力をいただきたいと思っております。

今、私どもが検討させていただいている広告に関する議論というのは、広告の要件を明確化すること。基準の明確化と違反広告の取り締まりの強化。これが獣医師全体のコンプライアンスの強化にも資するものになるんだというふうに私は理解をして、こういうものを書いております。

そういう面で、繰り返しになりますが、行政庁だけが、すべてを担うことは難しい面もありますので、地方獣医師会だとか、消費生活センター、それから、飼い主の方々への啓発活動も、私どもはやっていかなければいけないのかなと思っておりますので、そういうところを含めて、全体として、こういう違反広告がないような、ちゃんとしたチェック機能を強化させていきたいと考えております。

以上です。

伊藤部会長 それでは、違反事例に対する監視指導につきまして、各委員から、ご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

新川課長補佐 申しわけありません。1つだけ、ちょっと飛ばしておりました。資料7番目、16ページでございます。先ほど、途中で申しましたけれども、今回、規制の対象が獣医師だけではなくて、条文でご説明したとおり、法第17条は「何人も」というのが主語ですので、獣医師のみが規制の対象ではありませんので、例えば広告の代理店の方とか

にもご協力をしていただくところもあつたりしますので、そういう方にもちゃんとご説明をするとか、いろいろな方々にご理解をして、ご協力をしていただくということが、どうしても必要となつてきております。ですので、そういう面では一定の経過措置を設ける必要があるということで、省令ができてから「はい、すぐやります」ということではなく、ある程度の時間をかけて、皆さんにご理解をしていただいて、ちゃんと機能の体制が整つた上で始めていきたいと思つております。

以上です。

伊藤部会長 山根委員、どうぞ。

山根委員 非常にわかりやすく説明いただきましてありがとうございます。

私は、ちょっと質問というか、知識がないものですから教えていただきたいんですけども、これまでも、広告規制等に関する違反者に対する行政処分というのは、違反した場合にはこうだということがありましたね。ただ、それが実行されていなかったということは言えますね。今回、このような施行後の監視体制取り締まりと、施行前、改正する前の内容と、どこがどうあるから実行ができるんだというエビデンスは何かありますでしょうか。ちょっと簡単にご説明してください。

新川課長補佐 簡単にご説明させていただければ、一言で言えば、広告要件の明確化、基準化だと思うんですね。今までは、どの広告ができたらだめだとか、いいというのがブラックボックスに入っていた部分がある。そこを今回、指針で基準を明確にちゃんとお示しする。それでも従わない方がいらっしゃれば、それは、明らかに広告違反だということは、基準を明確にすればできると思つています。

山根委員 それは、事例を示してやるということですね。

新川課長補佐 先ほど申し上げましたように、概念だけじゃなくて、具体的な例をお示しした上で、きちっとそこを取り締まっていくということでございます。

伊藤部会長 よろしいでしょうか。他にご質問は どうぞ、武内委員。

武内委員 広告違反の指導という、比較的最初の方なんですけれども、その4つ目のところに、「都道府県は、広告内容が悪質な違反については事例を公表する」というような書き方をされていますけれども、悪質とか、微妙な言葉に結局なつてきちゃうんですが、それは都道府県が判断するのでしょうか。

新川課長補佐 そこも、行政指導に関する指針というものを作ることにしていますので、どういう場合に公表するかということを明確にしていきたいというふうに思つております。

武内委員 これはだめ、あれはだめじゃなくて、どこまでだったらいいみたいな……。

新川課長補佐 それは、あくまでも獣医師ではなくて、飼い主に対して素早く情報を提供する。ここの時点では氏名等を出すということではなくて、こういうことになって誘因されて、消費者が被害に遭う可能性がありますよということで事例をどんどん出していくということで、その出し方については、私どもとして、きちっと指針で定めて、出す要件というものをきちっと定めていきたいと思っております。

伊藤部会長 山根委員、どうぞ。

山根委員 これまでも、実効ある効果は余りなかったんですね、取り締まりがあったとしても。ですから、私としましては、このガイドラインづくりに対しまして、ここにお示しになった内容を再度、十分に細部にわたって、時間をかけて検討をしていただきたい。そして施行まで、十分な検討、周知期間をとってやっていただきたいと思います。

新川課長補佐 今の山根委員からのご指摘について、1つだけ、ちょっとお答えをしたのは、指針につきまして、私どもの考え方のみならず、獣医事審議会の委員にもご意見を伺うような機会を設けまして、その上で、適切なかどうかというところを見ていただいて、ご意見を伺った上で公表して、適切な運営を図りたいと思っております。

山根委員 ありがとうございます。

山本総括 補足ですけれども、実効性の部分というのは2つの観点がありまして、1つは具体的事例を示したガイドライン、ここまでが広告できること、できないことというのを示すのと、もう1つは、行政処分なり告発なりをするというのは、行政手続がきちり定まっていないといけない。その部分についても、行政手続法に基づく手続の規定が明確ではなかったという従前の部分があります。15 ページでいきますと、上のところにある資料5は、広告規制に関する指針、ここは具体的な内容を明示するということ。資料6は、指導なり処分をするということで、行政指導に関する指針、あるいは公表するときの指針、行政処分の指針の要件なり手続を明確化するということで、47 都道府県が同じような基準で、同じように実行できる。裏返せば、今まで、そこがちょっと不明確であり、都道府県がなかなか踏み切れなかったということ、ここが大きな点だと思います。

伊藤部会長 よろしいですか、山根委員。

山根委員 ありがとうございます。

伊藤部会長 それでは、酒井会長どうぞ。

酒井委員 ただ今の具体的な対応については、私は高く評価したいと思うのですが、15ページのところで、これは十分な周知期間というよりも、周知徹底というふうな項目になるかと思います。その際、期間の問題があります。それから、今、お話がありました具体的なガイドライン策定です。大事なのは、講習会等の企画も是非していただいて、対象が獣医師サイドになるかもわかりませんが、周知徹底の中で講習会を開催するというのも、必要と思っております。

新川課長補佐 講習会につきましては、現在もいろいろな講習会を、獣医師会のご協力を得ながら進めておりますので、そういうものにつきまして、皆さんが受けられるように促進していきたいというふうに考えております。

酒井委員 特にこの問題は、技術的なものよりも、いわゆる倫理的、あるいは社会的なものです。技術的な場合、日常の診療行為にすぐに反映しますが、こういった問題については、できるだけ多くの人に参加できるような対応を考えられたらいかがでしょうか。

伊藤部会長 山根委員、どうぞ。

山根委員 何回も申しわけございません。くどいようですけれども、担保措置がいろいろここに掲示されていますけれども、これが実効あるものにしていただかないことにはいけませんので、今、酒井委員が言われましたように、いろいろな講習会等、いろいろな角度から検討していただく。そうすれば、我々は、何ら、この広告規制の緩和には反対する立場ではございませんので、むしろ、これが本当に実効あるものになれば、従来より相当厳しくなると思います。そうすれば、私は、相当な改善に向かっていくのではないかなと、本当に飼い主のためにも役立つということの結果に行くのではないかなと期待しておりますので、是非とも実効あるものにご考慮いただきたい。

それには周知徹底期間も必要でしょうし、ガイドライン作成に対しましても、非常に周知徹底してやっていただきたいと思います。

伊藤部会長 よろしいでしょうか。中川委員。

中川委員 ただ今ご説明いただいた15ページの指針、大変高く私も評価したいと思いますし、従来、こういう方式が早く進んでいけば、こんなに大きな問題はなかったのだろうというふうに思います。特に獣医療の現場の混乱というのは、現に、まさに広告を媒体とした獣医師同士の争いとか、あるいは飼い主と獣医師のトラブルというのは、かなり多いんですね。ですから、これは、是非実行に移していただきたいのですが、1つお尋ねしたいのは、施行後の農水省と都道府県の連携の下で、都道府県が巡回調査、指導、報告、

聴取、立入検査、罰則の公表、こういう形で取り締まりをしていくということですが、これを担保する都道府県の担当部署は家畜衛生保健所になるんですか。

新川課長補佐 県によって異なります。

中川委員 基本的には、現状は家畜衛生保健所が担当しているところが多いとは思いますが、現実的にこれが施行された場合に、十分、その機能を果たせるだけの構想というか人員の配置等々、そのへんについては、現状のままでこれをやろうとしているのか、何か新たに、例えば家保の中に、こういうことを専門的にやる、あるいは兼務してやるセクションを作るのか、農水省として構想がございいますか。

新川課長補佐 基本的に都道府県の組織の話になりますので、私どもがというわけにはいきません。ただ、私どもは可能な限り、できるかどうかというのは別としても、財政的な支援だとか、そういうことに対して、トライすることはやぶさかではないと思いますし、それから、講習会等を開いて都道府県の方々に、丁寧にご説明して、実際の運用が適切にできるようにはしたいと思っております。

伊藤部会長 都道府県によってバラツキがあってもまずいわけですから、そのへんの公平性というものも重要だと思います。山根委員、どうぞ。

山根委員 くだいようですけれども、これは、都道府県に対しましては、やはり通達か何か、きちっとやっていただくんですね。よろしく願いいたします。

伊藤部会長 どうぞ、高田委員。

高田委員 前回、インターネットによる広告の話が出たんですけれども、この場合、この表ではインターネットによる広告はいかがなのでしょう。

新川課長補佐 インターネットの広告につきましては、現時点で、医療では規制の外になっておりまして、前回ご説明したとおり、医師会が独自に、自主的なガイドラインを定めてやっているという現状です。現時点では、私どもとしても、獣医師会さんが自主的なガイドラインを作っただいて、インターネットに関するあり方みたいなものをお示ししていただくという方がいいのかなと思っております。

ただ、そこは中長期的な課題として、私どもとしても認識しておりますけれども、現時点では規制の外にはあるということです。

伊藤部会長 山崎委員、どうぞ。

山崎委員 15 ページを見ておりまして、最終的に末端の国民、飼育者からのクレーム、苦情相談という矢印がございまして、地方獣医師会その他の機関、消費生活センタ

ー云々と書かれておりますが、最近、やはりペットのトラブル 110 番等に関しましては愛護団体などが受け入れておりました、おそらく農水省のレベルまで上がってくることはほとんどないと思うんですね。直接、農水省の方に最近かけてこられる消費者の方もたくさんいるというふうにも伺っておりますけれども、トラブルがありましたら、是非相談をしてくださいというような国民に対する周知徹底もやっていただきたいと思うんです。

というのは、最近、これは医療も歯科診療も同じですが、獣医師会に入らない若い開業の先生が非常に多く、獣医師会の方にご相談を申し上げたら、「その方は当会に入っておりません」というようなご返答をいただいた飼い主さんの事例が幾つかございます。サーピスの恩恵を受ける者たちのクレームをどういうふうにあげ上げていって、行政処分につなげていくのかというあたりも、これはどこに言えばいいのであるということだけの周知徹底で十分だと思いますから、その手だても、是非考えていただきたいと思います。

新川課長補佐 今のご指摘につきましては、先ほど、苦情相談への対応ということでは、家畜保健衛生所が想定されるとご説明をしたんですけれども、当然、自治体のホームページだとか広報誌を使って、どこに連絡すれば、それを受け付けていただけるのかどうか。これは、基本的に都道府県の判断にもなりますけれども、そのへんにつきましても、飼育者の方々に周知をしなければいけませんので、その手だても少し考えていきたいと思っております。

伊藤部会長 近藤委員、どうぞ。

近藤委員 先ほど来、家畜保健衛生所の指導体制について発言があったわけですが、今ここで審議され実行に移された場合、いろいろなガイドライン等が、本当に有機的に消費者の方々へ、そして獣医師に徹底するかどうかは、国の指導機関の末端である家畜保健衛生所が大切であります。現在、その機能は、ほとんどいろいろな事例について問題提起しても、大体、すぐには返ってこない。三ヶ月、四ヶ月して、シーズンが終わったころに回答が出てくるというような状況で、こちらも諦めの感じがあるわけですが、やはり、このガイドラインが、しっかりと実効性のあるものにするため、家畜保健衛生所が対応する必要がある。要するに、国に小動物獣医療班ができて、その実態が都道府県にいき、その窓口が家畜保健衛生所である以上は、そこでこのガイドラインがしっかりと担保されなければ、私は絵に描いた餅に終わるのではないかと、それが一番危惧する面であります。

それからもう1点は、消費者にどういった獣医療を施すか、そういう技術的な面やら、倫理的な面やら、我々は社団法人として研修会をやっています。それは、やはり県の畜産



行政の中からの資金援助だとか、いろいろなことでやるわけですね。しかし、来ていただきたい獣医師は絶対来ない。全員参加しなければならない研修制度が必要である。やはりその点も、このガイドラインでしっかりと担保できるような方法を講じていただければ、本当に我々も喜んで国民サイドの中で、獣医療が展開できるし、獣医師の責務もしっかりしてくるのではないかなと思います。このガイドラインに期待しますので、細部的なものを作り上げてご提示いただければありがたいと思います。

伊藤部会長 他によろしいでしょうか。酒井委員、どうぞ。

酒井委員 資料2に基づく意見もよろしいでしょうか。後半の部分に話が進んでいますが、この取り扱いは質の高い獣医療を国民に提供することであります。是非、周知徹底する中でガイドラインや指針を作っていく、あるいは具体例を出していくという中で、反映していただきたいことが2～3要望としてございます。

資料2を見ていきますと、1～8項目ありますが、どうも小動物と産業動物を一緒に扱っているような感じがします。例えば、飼育動物の健康診断、これは農業災害補償法に基づく家畜共済では対象外ということになります。最近は予防・特損のような形で予防も入っておりますので、これを入れたのかなと思います。

それからもう1つ、6項目目で農林水産大臣が認定する診療施設、これは産業動物での話題だろうと思っております。

また、是非、用語の統一をお願いしたいと思います。不適切な用語といいますが、不適切ではないのですが、用語の適正化ということをご考慮いただきたい。例えば、2項目目、生殖を不能にする手術。アンケート調査では避妊・去勢という言葉を使っています。そうしますと、やはり世間一般で言う用語と、実際にここで使われている用語が異なっていますので、そういった配慮も是非お願いしたい。

それから3番目、糸条虫症という病名がここだけ出てきますけれども、薬品を使って予防を行うということになれば問題ないのかなと思います。

それから、5番目、医療機器を所有していることについて。所有しているのではなくて、これを使用して診断ができる能力ということになりますので、こういったところも具体化をしていく中で、是非、反映をしていただきたい。

それから、4番目にあります飼育動物の健康診断について。診断・治療・予防は、本来の獣医師の役割でありますので、これら当たり前のことを、何故ここに入れたのかという点が疑問です。前に遡って私は質問したくはありませんが、もしもこれがあるとすれば、

獣医師をある面では冒涇している問いかけじゃないのかなというような感がいたします。今、申しましたことは、あくまでも私の要望でありますので、具体化する中で、是非反映をしていただきたいと思います。何か回答をいただければお願いいたします。

新川課長補佐 酒井委員からのご指摘は、非常に重要な点だと思えます。何点かご回答させていただきたいと思っております。

1つは、「生殖を不能にする手術」という文言につきましては、私どもとしましては、動物愛護及び管理に関する法律をそのまま引用して法令上の用語の参考としました。いわゆる形式的に整えました。しかしながら、酒井委員からのご指摘のとおり、飼育者が理解しやすい用語、自分達もこういう言葉を使わずに、避妊・去勢ということでご質問をしているという点からいけば、一般的なものは、やはり避妊・去勢という言葉だろうと考えております。法令上の整理とは異に、指針を定めるときとか対外的な説明においては、避妊・去勢という用語で説明をさせていただきたいと思っております。

それから、医薬品を用いた予防措置を犬系条虫症に限定することにつきましては、小動物獣医療に関する検討会の報告を踏まえ、飼育者のニーズが高いことなどから、犬系条虫症に限定して、広告の制限の特例として諮問をさせていただきました。ただ、必ずしも飼い主サイドのニーズというものが犬系条虫症に限定されるわけではありませんので、今後、平成4年の免許部会の確認事項に照らし、問題のないものは、適宜、広告制限の特例として追加をさせていただきたい。病名の方になりますが、そういうところを追加させていただく必要があるのかなと、そこは検討させていただきたいというふうに思っております。

それから、医療機器につきましては、獣医療法第17条第1項では、技能、療法、経歴は広告してはならないということになっていまして、ただ、従来から私どもの指導の中で、医療機器を所有していることは技能、療法と密接に結びついている。例えばX線装置と言えばレントゲン撮影ができるということが暗に示されているということで、技能、療法を連想させるものとして広告制限の対象としてきたところでございます。ただ、医療機器を所有していることは客観的事実であり、直接的な技能、療法には該当しないと判断すれば、ここを法令上、明確に特例とさせていただきたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、用語として、対外的な説明ぶりにつきましては指針の中できちっと整理をすること。それから、実際に医療機器を有していても、なかなか使いこなせない場合が、もしあるとするならば、そこは獣医師会の研修とか講習会を積極的に利用できるような仕組みづくりを私どもとして前向きに考えていきたいと思っております。

伊藤部会長 酒井委員、よろしいでしょうか。

酒井委員 はい。

伊藤部会長 他にございませんか。田中委員、これまでの議論とか質問とかいろいろありましたけれども、実効性という観点で、県の立場として何か要望とか、こういうふうにやった方がうまくいくのではないかというご意見がございましたらお願いします。

田中委員 今まで難しかったのは、やはり先ほどから何度もお話が出ておりますとおり、できる、できないという事項が、かなりあやふやだったという言い方は語弊があるかもしれませんが、明確ではなかったということは、確かにあると思います。ですので、その部分を明確にしていれば、指導はより実効性のあるものになることは間違いのないと思います。けれども、都道府県によっては、家畜保健所が指導しているところもあれば、別の部署が指導している部分も多々あると思いますので、そのへんは都道府県によって、どういった形で取り組むのが一番望ましいのかという検討は必要になるかと思います。

伊藤部会長 ありがとうございます。どうぞ、中川委員。

中川委員 動物病院の情報に関する必要度と入手度の調査をしていただきましたね。それで、前回の審議会で、今回諮問されている8つの事項のうち、1番から5番までは別にして、それ以降のものとして考えてほしいという意見を申し上げました。それで議事録にも載っていると思いますが、そこで今回、調査をしていただいた結果を見ますと、まず、1番目は狂犬病の予防注射に関することが出てまいりますね。狂犬病の予防注射、その他の予防注射を行うことを広告しても差し支えない。それで今回の調査の結果を見ますと、予防接種の実施の有無については、かなり高い情報の入手ができているように思われます。

また、狂犬病予防法に基づく行政と獣医師会の定期集合注射については、全国的に展開が変わりつつあります。私は横浜市におりますので、横浜市のお話を例として出してみたいと思いますが、現在、横浜市は、大体13万頭ぐらいの犬が飼育されておりまして、集合注射で今年の4月に打たれたものは約4.3万頭、残りのほとんどが動物病院で打たれています。したがって、先ほどの説明の獣医事審議会免許部会の確認事項の3番の3として、広告の際、「社会的に混乱を招く恐れのないもの」ということになりまして、ここで、今回、狂犬病の予防注射ができることを広告していいということになりまして、今まで狂犬病の予防注射を受けていた方は、集合注射でも動物病院でも予防注射を打っていたのに、ある動物病院が広告を掲げることで、できるところとできないところが出てしまったのか、というような、ある意味の社会的混乱を招くような気がしております。

それともう1点、2番目ですが、2番目の生殖を不能にする手術を行うことも、これは情報源としては、かなりの高さで皆さん、周知されている。これを、あえて広告していいということにすることも、ちょっと別に考えてほしいといった立場から言うと、これはやや問題があるかなと。

それから、糸条虫症については病名であること。

それから4番目、飼育動物の健康診断を行うこと。これも、先ほど酒井委員が申されましたように、これは獣医師として、こんなことをできなくて開業しているということはありませんので、この4点については、私の個人的意見、委員としての意見としては、今回の答申からはずしていただきたいと思います。必要ありません。わざわざ広告を解除する必要はない。むしろ、それをすることで、先ほど言った3の3項の社会の混乱を招く方向に行くのではないかと。獣医師の人によって、これだけ広告をする人としらない人が出てくれば、できるのか、できないのかをわざわざ問わなければいけなくなってくるような状況が生まれるような気がしますので、意見として申し上げておきたいと思います。

新川課長補佐 中川委員の方からいただいた意見につきましては、私どもとして、それを真摯に受けとめなければならぬと思っております。ご意見に対しては、全く何もできませんというわけではないんですけれども、私どもとしては可能な限り、中川委員のご発言を踏まえ、きめ細かい対応をさせていただきたいと思っております。

伊藤部会長 よろしいでしょうか。他の委員から、追加のご意見等ございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、平成17年度第1回免許部会から継続して審議をしております。私たちは、農林水産大臣の諮問を受けて、審議会という中立公正の立場で諮問に答える責任がございます。今までの審議を踏まえまして、一定の条件を付すということで、おおむね合意形成がなされたというふうを考えております。事務局が準備した答申案がございますので、ご説明を願いたいと思います。

新川課長補佐 今、答申案を配付いたします。今までのご意見を、ちゃんと答申案の中にも反映をさせなければいけないというところがございますので、その点をご確認していただきたいと思っております。

下記以下のところにつきまして、読み上げさせていただきます。「諮問事項は適当である。なお、諮問事項に係る広告規制の緩和を行うに当たっては、十分な周知の期間を設けるとともに、価格を併記された広告等の違反事例に対する実効性のある措置を講ずること

が必要である旨を申し添える」という部分を条件付で諮問事項は適当であるというような形にさせていただきたいと思っております。以上です。

伊藤部会長 それでは、この答申案につきまして、委員から、ご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。近藤委員、どうぞ。

近藤委員 確認でございます。価格を併記された広告等の違反事例に実効性のある措置ということでございますが、実際に、先ほど誇大広告だとか、虚偽の広告だとか、いろいろ議論があったと思うのですが、それが、獣医師に対する場合は、獣医師法、獣医療法と、本法で確実に対応されていくというような趣旨でよろしいでしょうか。

新川課長補佐 価格を併記された広告につきましては、獣医師法に基づきまして、獣医事に関する不正のあったものとしたしまして獣医師法の行政処分を行うこととする。それで、獣医師じゃない方につきましては、氏名等を公表させていただくというふうに考えております。

伊藤部会長 よろしいでしょうか。他にご質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。ないようですので、それでは、委員からのご指摘を踏まえまして、大体このとおりでよろしいかというふうに思いますけれども、これで答申させていただくということでもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

伊藤部会長 ありがとうございます。おかげさまで、本日の免許部会におけるすべての議事を終了することができました。委員から、他に何かございますか。特にございませんか。

それでは、本部会で決定した内容につきましては、平成9年10月の獣医事審議会で決定されたとおり、部会の決議を持って審議会の決議とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

閉 会

伊藤部会長 最後に、事務局から何かございましたらお願いいたします。

新川課長補佐 答申をいただきましてありがとうございました。

先月の免許部会から立て続けの開催となってしまいました。本日は、お忙しい中、どうもありがとうございました。

広告制限の諮問事項につきましては、本日をもって一応の区切りと考えておりますが、今、ここでいただいたご意見等につきましては、お約束をお守りするということも重要な使命だというふうに考えております。その一つといたしまして、飼い主さんの消費者に対する正しい情報を提供すること、それから、各種指針につきましても、獣医事審議会の中でご意見を得ながら進めていく等々、その辺のお約束をきちっと守って、実効性のある監視指導を行っていくことが重要だと考えております。今後とも着実に対応してまいりたいというふうに考えておりますので、また、貴重なご助言等をいただければ幸いです。

また、免許部会では、広告制限以外にも、獣医師の行政処分に関する審議という大きな役割を担ってございますので、次回につきましては夏ごろの開催を予定しておりますけれども、改めて日程調整を担当の方からさせていただきますので、その節は、またよろしくをお願いします。

本日は、どうもありがとうございました。

了